

樫原市農業委員会委員候補者募集要項

1. 募集の内容

- (1) 募集人数（定数） 14人
- (2) 任期 令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（3年間）
- (3) 身分 樫原市の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 樫原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第9号）に基づく報酬額

2. 主な業務内容

- (1) 毎月開催される農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議・決定、これらに関連する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）、農地の利用状況調査
- (3) 農地利用最適化推進委員と連携した現場活動

※ 上記の活動は、毎月、活動記録簿に記入し提出していただきます。

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、かつ、委員任命予定日において、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 樫原市に住所を有する者（特別な事情があると認める場合はその限りではありません）
- (2) 樫原市の常勤の職員でない者

ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者を除きます。

4. 推薦及び応募の方法

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、メール、郵送または持参により農業委員会事務局へご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

（様式は農業委員会窓口にあるほか、樫原市ホームページからダウンロードすることもできます。）

農業者等3名以上による推薦	(様式第1号) 樫原市農業委員会委員推薦書
農業者が組織する団体等による推薦	
自ら応募	(様式第2号) 樫原市農業委員会委員候補者応募申込書

(2) 受付期間

令和7年5月9日（金曜日）から令和7年6月5日（木曜日）まで【必着】

- ・持参される場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ・メールで受付した場合は、受付確認メールを送信いたします。届かない場合はお電話等でお問い合わせください。

※農地利用最適化推進委員にも応募はできますが、両委員を兼ねることはできません。

※推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、受付期間の中間及び期間終了後に
橿原市ホームページで公表します。推薦書・応募申込書の記載内容のうち、住所以外の情報については公表対象となります。

5. 選考方法・結果の通知

橿原市農業委員等候補者評価委員会において、所定の手続を経て評価し、その結果を参考に市長が候補者を決定します。農業委員の任命には、橿原市議会の同意が必要となることから、選考結果は、令和7年10月上旬頃に応募者・被推薦者全員に通知します。

なお、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）により、委員については次のとおりとすることが定められています。

- (1) 原則として、認定農業者が過半数を占めること
- (2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれていること
- (3) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること

6. 提出先・問い合わせ先

〒634-0002

橿原市東竹田町1-1（リサイクル館かしはら1階）

橿原市農業委員会事務局

電話番号 0744-21-1214

e-mail nogyojimu@city.kashihara.nara.jp